

## 第 9 期介護保険事業計画基本方針について

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、現役世代人口の急減に対応し、「地域共生社会の実現と 2040 年への備え」をテーマとして、第 9 期の計画策定にあわせた介護保険制度の改正に向け、審議・検討しているところです。

### 1 第 8 期までの流れと第 9 期に向けて

- ・第 8 期の計画策定時の国からの基本方針では、第 6 期以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置づけ、2025 年度までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。」となっています。
- ・さらに、「現役世代が急減する 2040 年をも念頭に作成する」ことが求められていました。

### 2 第 9 期での基本的な考え方

- ・第 9 期計画期間中は、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることとなります。
- ・要介護認定率や介護給付費が急増する 85 歳以上人口は、令和 17 年まで 75 歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和 42 年頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。
- ・急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、これまで以上に中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤の整備が必要となります。
- ・加えて、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標について優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要です。

### 3 第 9 期計画見直しのポイント（下記の点を見直し充実させる項目）

#### （1）介護サービス基盤の計画的な整備

##### ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉える
- ・施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせることで介護サービス基盤を計画的に確保。

##### ② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについて検討し、取り組む必要がある。

## (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

### ① 地域共生社会の実現

- ・多様化・複雑化する地域ニーズに対応するため、連携体制や環境の整備が必要。
- ・認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会の実現。共生と予防の両輪が必要。
- ・地域支援事業における「介護予防・重症化防止」や「自立した日常生活の支援」のための実施状況等の検証・充実。

### ② 医療・介護情報基盤の整備

- ・法改正後、医療情報及び介護情報を共有できる情報基盤の全国一元的な整備。
- ・医療・介護分野での DX を進めデジタル基盤を活用し情報を共有・活用。

### ③ 保険者機能の強化

- ・介護給付適正化の取組の重点化、内容の充実・見える化

### ④ その他、記載を充実する事項

- ・地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ・認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ・重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ・高齢者虐待防止の一層の推進
- ・介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ・地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性

## (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上

- ・介護サービスの需要が更に高まることが見込まれている一方で、生産年齢人口は急激に減少することが見込まれているため、介護人材の確保に向けて、処遇改善、人材育成支援、職場環境改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備など総合的な取組が必要。
- ・介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性。介護ロボットや ICT 導入促進など。

## 4 第9期の計画について

- ・第9期に向けては上記の見直しのポイントを中心に、第8期計画の内容を整理し、計画を作成していく必要があります。

## 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、  
 地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が  
 世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創ってい  
 く社会を指しています。



## 地域包括ケアについて

- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷり蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。



高齢者に特化した取組

出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

# 地域包括ケアシステム

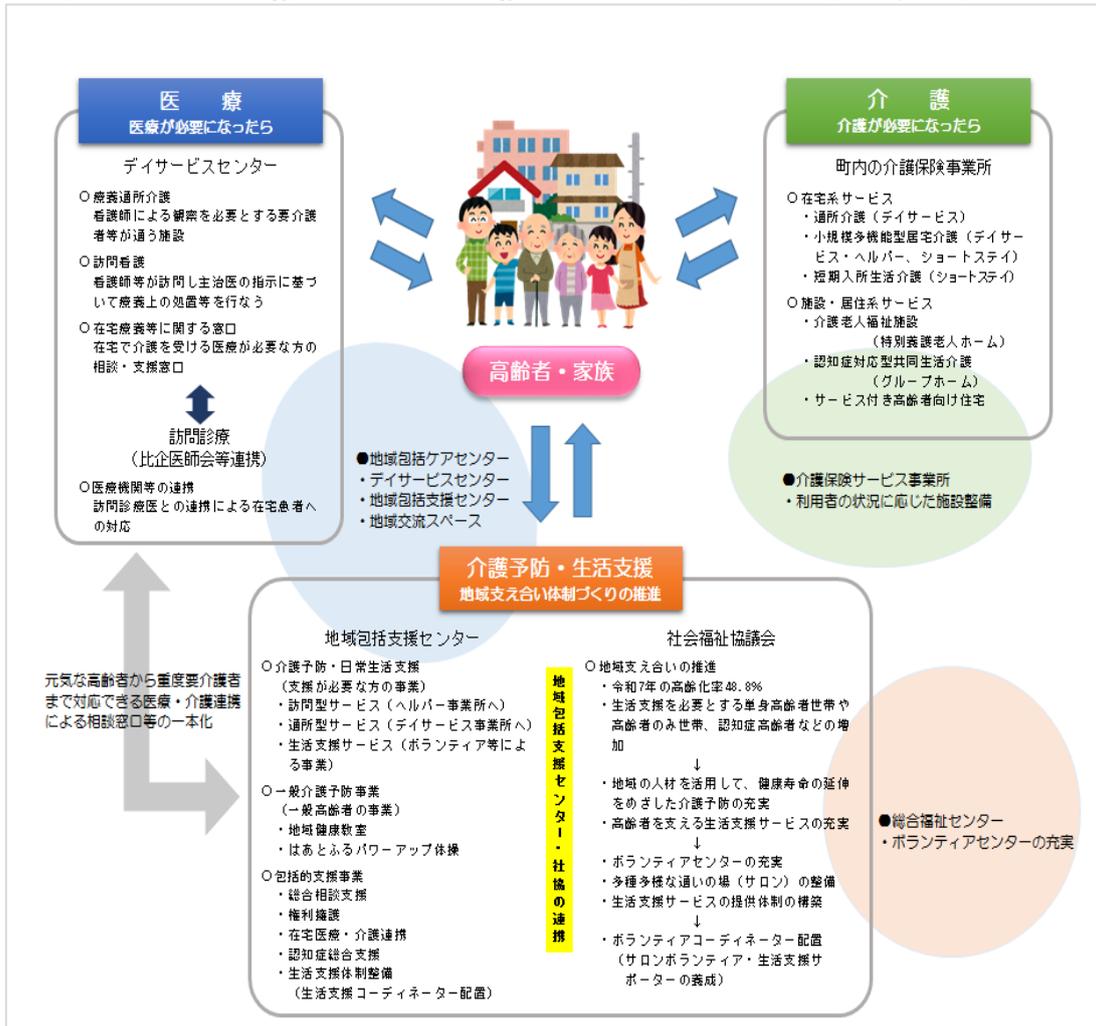
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。  
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。



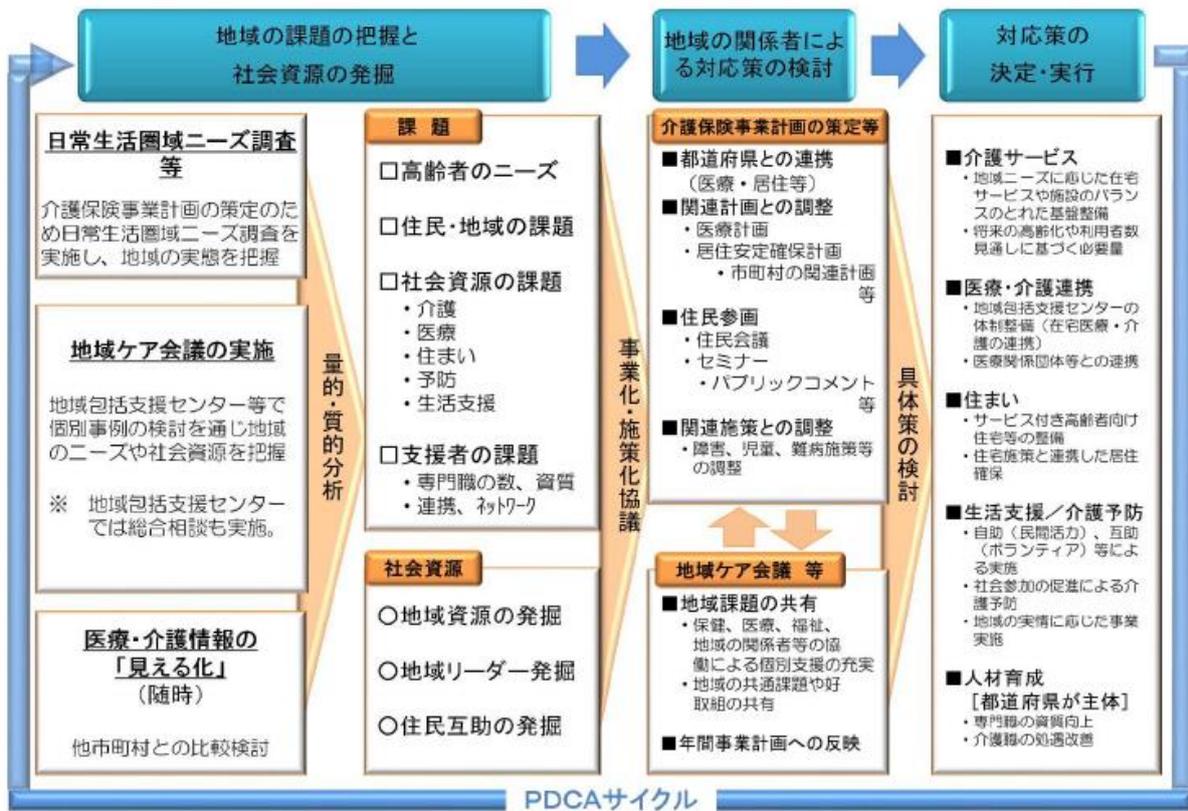
厚生労働省 HP より

更なる深化・推進が必要

図表 鳩山町の地域包括ケアシステム構築に向けたイメージ図 (第8期計画 P9)



## 市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス(概念図)



厚生労働省 HP より

## 第9期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ

参考資料4

